

薬 第 2 8 8 7 号
令和 6 年 8 月 16 日

公益社団法人神奈川県病院薬剤師会長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度診療報酬改定で新設された「薬剤業務向上加算」に係る
取扱いについて（依頼）

日頃から、本県の薬務行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度診療報酬改定では、病院薬剤師の病棟薬剤業務に係る新たな評価である「薬剤業務向上加算」が設けられ、その施設基準の一つとして「都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署と連携して、自施設の薬剤師を他の保険医療機関に出向させる体制」が示されています。

つきましては、本県における手続きについて、次のとおりお知らせします。

また、本県内の医療機関における本加算の活用に関する意向調査を実施することとしましたので、貴会会員の御協力についてお願い申し上げます。

なお、公益社団法人神奈川県病院協会長あて別添のとおり通知していることを申し添えます。

1 薬剤業務向上加算に係る協議について

本加算に係る薬剤師出向体制については本県との協議が必要になりますが、協議にあたっては、当課薬事指導グループまで御一報いただき、協議内容に関する資料（関東信越厚生局に提出予定の出向計画書等）を御用意ください。

また、協議前の事前相談についても随時受け付けております。

2 薬剤業務向上加算に関する意向調査について

(1) 目的

本県で実施している薬剤師確保に関する対策の一助とするため、本加算の算定要件を満たしている医療機関における意向調査を実施します。

意向調査の結果を取りまとめ、各医療機関等における参考として県薬務課ホームページで公表します。

(2) 意向調査

ア 回答対象の医療機関

- ・ 特定機能病院
- ・ 急性期充実体制加算の届出施設

(裏面に続く)

イ 調査内容

- ・別添調査票により御回答ください。
- ・調査票に記載された内容は、原則そのまま県ホームページに掲載します。

※県ホームページによる掲載については、来年度末までを予定としております。

※掲載予定ページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakuzaishi_kakuhotaisaku.html
#yakuzaigyomu

- ・出向予定について県ホームページに掲載を希望しない場合は、本調査に回答頂かなくても支障ありません。(協議への影響はありません)
- ・調査項目のうち一部掲載を希望しない項目がある場合は、該当箇所を空欄で回答してください。
- ・現時点で未定の場合は、出向予定が決まった時点で提出してください。
- ・回答後、出向予定に変更が生じた場合は、変更内容を随時提出してください。

ウ 回答先・回答期日

電子メールにより薬務課薬事指導グループまで御提出ください。

提出先 yakuan.67@pref.kanagawa.lg.jp

回答期日 (1次締切) 8月30日(金)

問合せ先

薬事指導グループ 八木

電話 045-210-4967 (直通)

電子メール yakuan.67@pref.kanagawa.lg.jp

令和6年度診療報酬改定の概要 【個別改定事項（Ⅱ）】

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、算定要件・施設基準等の詳細については、今後正式に発出される告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご注意ください。

薬剤師の養成強化による病棟薬剤業務の向上

薬剤業務向上加算の新設

- ▶ 病棟薬剤業務実施加算1（120点/週1回）について、免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修体制を有するとともに、都道府県との協力の下で薬剤師が別の医療機関において地域医療に係る業務等を実践的に修得する体制を整備している医療機関が、病棟薬剤業務を実施する場合の加算を新設する。

(新) 薬剤業務向上加算 100点(週1回)



[算定要件]

病棟薬剤業務の質の向上を図るための薬剤師の研修体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、病棟薬剤業務実施加算1を算定しているものについて、薬剤業務向上加算として、週1回に限り所定点数に加算する。

[主な施設基準]

- (1) **免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が実施されていること**として以下の要件を満たすこと。
 - ア 研修を総括する責任者の配置及び研修の計画、実施等に関して検討するための委員会が設置されている
 - イ 十分な指導能力を有する常勤薬剤師が研修を受ける薬剤師の指導に当たっている
 - ウ 研修を受ける薬剤師の研修内容を定期的に評価・伝達する体制の整備及び研修修了判定が適切に実施されている
 - エ 調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムに基づき研修を実施している
 - オ 研修プログラムを医療機関のウェブサイト等で公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施している
- (2) **都道府県における薬剤師確保の取組を実施する部署と連携して自施設の薬剤師を他の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を除く。）へ出向を実施させる体制**として、以下の要件を満たすこと。
 - ア 出向先は、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関である
 - イ 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師である
 - ウ 出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、出向に関する具体的な計画が策定されている
- (3) 特定機能病院若しくは急性期充実体制加算1、2に係る届出を行っている保険医療機関であること。